

## お知らせ

## 日本医学会への加盟申請についての公示

日本医学会

## 一、加盟申請受付期間

平成十四年五月十五日～平成十四年七月三十一日

## 二、加盟申請書には概ね下記の事項を記載または添付する

目的・沿革／分科会としての独自性・存在の必要性／会員構成／学術集会／機関誌／国際性／学会の運営状況／定款または会則／役員名簿／その他

## 三、加盟申請審査・決定時期

新規加盟審査委員会で審議の上、平成十五年二月開催の日本医学会定例評議会において審査決定する。ちなみに平成十三年度は一学会のみであった。

## 四、申請書類

申請書は下記の通り日本医学会事務局に返信用封筒(角二封筒に一六〇円切手貼付)を添えて請求のこと

日本医学会

〒一一三―一八六二二

東京都文京区本駒込二―二八―一六 日本医師会館内

電話〇三―三九四六―二二二二(内線三二四一～二)

## 編集後記

今号から「科学研究費補助金」「研究成果公開促進費」交付の文字が消える。

例年通り申請したが採択されなかった。私事に亘るが、初めて本誌に拙稿が掲載された時を思い返してみると、その喜びのいくぶんかは科研費交付の権威に負うていたのではないか、という気がする。事大主義と嗤われてもしかたがない。個人の意識レベルでの構造改革が説かれるゆえんであろう。それはともかく、国家財政難の折柄、やむを得ぬ仕儀かと付度はしているものの、日本学術振興会からの通知には「不採択」とあるばかりで、不採理由や採択基準については問いあわせても一向に要領を得ないようである。由らしむべし、知らしむべからず、の類か。

科研費は小川鼎三理事時代の昭和四十六年度より平成十三年度まで、途中、文部省から学振へと窓口は変わりつつも、三十一年間続けて交付を受けてきた実績があり、金額的には初年度の十万円から昨年度の百三十万円まで実に十三倍増を示し、ここに本学会発展の軌跡の一証を見ることができると。学会収入の一割前後に相当し、財政面の影響も懸念されるどころだ。当面は交付を受けなければ頁数等の干渉も受けずに済むという側面もある。だが結局は資金問題が紙幅を制約することに。一度喪失したものの回復は容易ではあるまい。かたがた悩ましい問題であり、ここにありのままをご報告し、会員諸氏のご高見を仰ぎたく思う次第である。

(町 泉寿郎)